

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年10月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800057号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800047号

第1 結論

平成4年6月から平成5年2月までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成5年2月から同年5月までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成4年6月から平成5年2月まで
② 平成5年2月から同年5月まで

請求期間①については、A社で勤務し、請求期間②については、B社で勤務したが厚生年金保険の記録がない。両社ともアルバイトとして勤務していたが正社員と同じ正規の勤務をしていたので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。また、年金額に反映する記録に訂正ができないとしても、請求期間に勤務していたので、事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者はA社の所在地、業務内容及び事業主の住所を記憶しており、当該内容は同社に係る商業登記簿謄本、同社の取締役の陳述内容及び住宅地図(1993年版、1994年版)により確認できる内容とおおむね一致している上、請求者がA社を退職した後に勤務したとするB社から提出された労働者名簿の職歴欄にA社の勤務についての記載が確認できることから、請求者が請求期間①当時に同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所台帳検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A社の事業主は、同社は厚生年金保険に加入したことがなく、厚生年金保険料も控除していなかったため、従業員は国民年金に加入していた旨回答しているところ、オンライン記録によると、請求者の請求期間①については、国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

さらに、請求者は請求期間①に係る給与明細書等の資料を保管していない上、A社では自身の厚生年金保険の加入手続が行われておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、請求者は年金額に反映しなくても、事実即した記録への訂正を求めているところ、上述のとおり、請求者は給与明細書等の資料を保管していない上、A社の事業主は請求者に係る賃金台帳やタイムカード等の資料について保管していない旨回答しており、請求者の請求期間①に係る給与額や具体的な勤務実態について確認ができないことから、記録の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、B社から提出された労働者名簿によると、当該期間についての勤務は確認できない上、同社は厚生年金保険料額を示した従業員氏名の一覧表に請求者の氏名が記載されていないため、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料は控除していなかった旨の陳述をしている。

また、請求者は請求期間②に係る給与明細書等の資料を保管していないほか、B社では自身の厚生年金保険の加入手続が行われておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨陳述している上、オンライン記録によると、請求期間②については、国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、請求者は年金額に反映しなくても、事実即した記録への訂正を求めているところ、上述のとおり、請求者は給与明細書等の資料を保管していない上、B社は請求者に係る賃金台帳やタイムカード等の資料について保管していない旨陳述しており、請求者の請求期間②に係る給与額や具体的な勤務実態について確認ができないことから、記録の訂正を認めることはできない。